

登録販売者としての注意事項

登録販売者の方は、次の事項に注意の上、一般用医薬品の購入者に対して適切に対応願います。

1 登録販売者名簿の登録事項の変更について 【薬事法施行規則第159条の9】

次の事項に変更があったときは、変更があった日から30日以内に変更届を提出しなければなりません。

- (1) 本籍地都道府県名
- (2) 氏名
- (3) 性別

2 販売従事登録の消除について 【薬事法施行規則第159条の10】

一般用医薬品の販売等に従事しよとしなくなったときは、30日以内に販売従事登録の消除申請をしなければなりません。また、登録販売者が死亡し、又は失踪の宣告を受けたときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）による死亡又は失踪の届出義務者は、30日以内に販売従事登録の消除申請をしなければなりません。

3 販売従事登録証の書換え交付について 【薬事法施行規則第159条の11】

販売従事登録証の記載事項に変更が生じたときは、販売従事登録証の書換え交付を申請することができます。（手数料：3,200円）

4 販売従事登録証の再交付について 【薬事法施行規則第159条の12】

販売従事登録証を破り、よごし、又は失ったときは販売従事登録証の再交付を申請することができます。（手数料：3,200円）

5 その他

- (1) 転勤等により、勤務場所が変更した場合（他県へ移動した場合も含む）、書類の提出等は特段必要ありません。
- (2) 1から4までの書類はすべて本県（宮城県）に提出しなければなりません。
- (3) 不明な点は各保健所・支所（ただし、仙台市内の場合は薬務課）まで御連絡ください。
- (4) 今後、改正薬事法施行規則及び関係通知等が順次厚生労働省から発出され、一般用医薬品の販売に関する詳細な規定が示されますので上記のホームページを定期的に御確認願います。

宮城県保健福祉部薬務課 TEL 022-211-2653
